

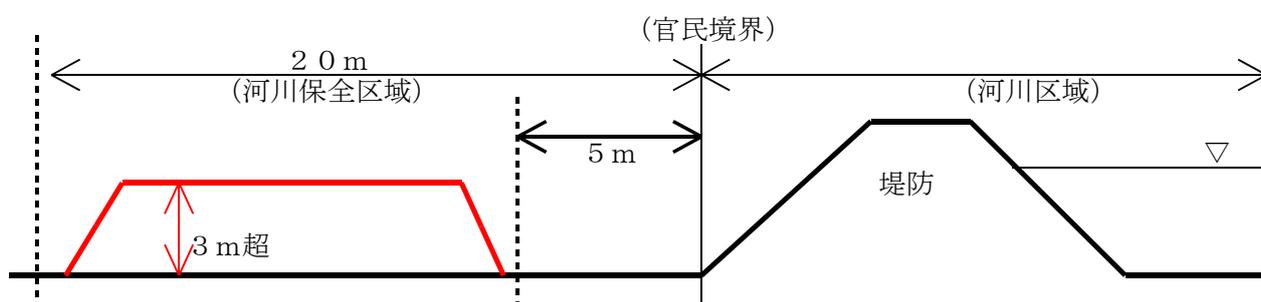
河川法第55条の主な行為の例

河川保全区域のうち、官民境界線から5mを超える土地については、河川法施行令第34条に基づき、許可を要する行為が緩和されています。

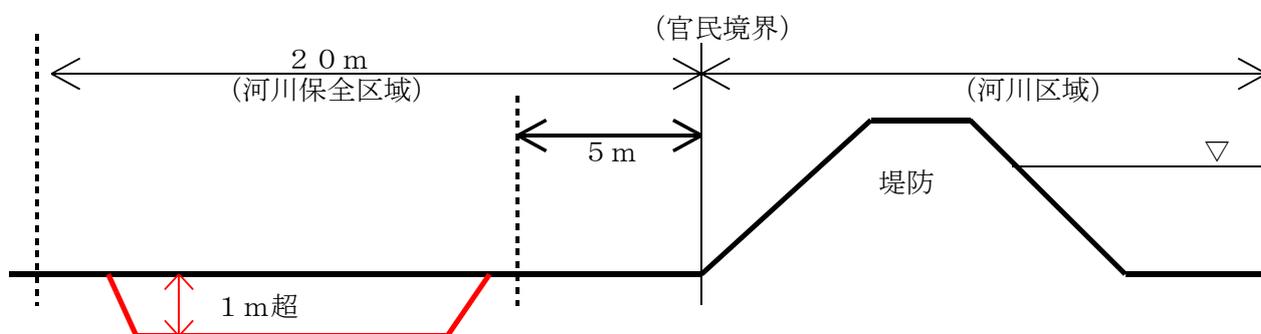
官民境界線から5mを超える土地においても、許可が必要となるのは、以下の行為です。詳細については、お問い合わせをお願いします。

1. 盛土・掘削等土地の形状変更に関するもの

(1) 地表から高さ3mを超える盛土（3m以内であっても、堤防に沿って20m以上行うもの）は許可が必要です。（施行令第34条第1項第2号）

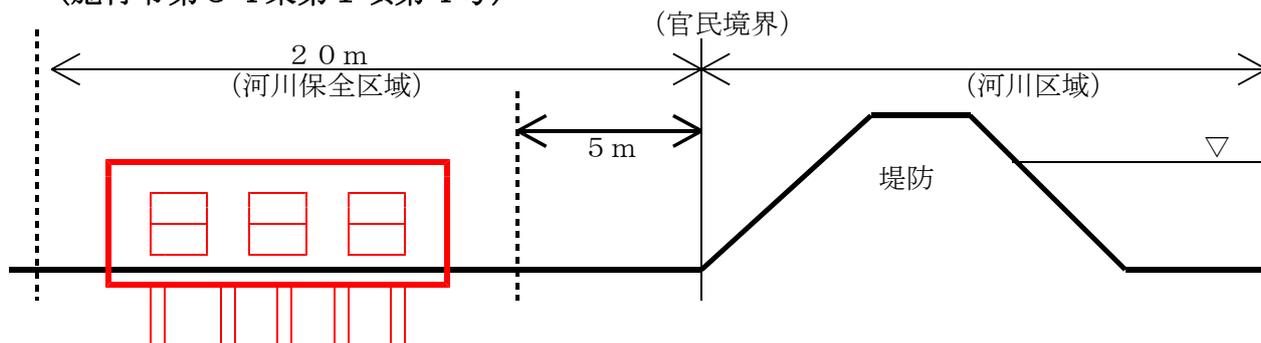


(2) 地表から1mを超える掘さく又は切土は許可が必要です。（施行令第34条第1項第3号）



2. 工作物の新改築に係るもの

(1) コンクリート造、石造、れんが造等堅固なものは許可が必要です。（施行令第34条第1項第4号）



(2) 貯水池、水槽、井戸、水路等水が浸透するおそれのあるものは許可が必要です。
(施行令第34条第1項第4号)

